

求職者紹介に関する基本契約書

_____(以下、「甲」という)と_____(以下、「乙」という)とは、職業安定法に基づき新規求職者(以下、「求職者」という)の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

第1条 (求職者の紹介)

甲及び乙は、職業安定法の定めに従い、求職者の紹介に関する以下に定める業務及びこれに付随する業務(以下、合わせて「本件業務」という)を行う。

- (1) 甲は、本件業務に関する求人票作成のため、乙に対し、必要な情報を提供する。
- (2) 乙は、前号の求人票に基づき、甲の雇用条件に適合可能性がありかつ甲に応募する意思のある求職者を甲に対して紹介する。
- (3) 甲は、乙及び求職者が提出した履歴書、職務経歴書その他の応募書類(以下、総称して「応募書類等」という)は、当該求職者の責任において作成するものであることを確認する。
- (4) 甲は、求職者への個別の連絡事項は原則として乙を介して伝達する。やむを得ず連絡をとる場合は、乙にその旨を事前報告しなければならない。
- (5) 甲は、乙が紹介した求職者について採用を決定した場合は、甲が採用を決定した求職者(以下、「採用決定者」という)に対して交付する労働条件明示書面またはこれに代わる文書を乙に交付する。
- (6) 前号において、採用決定者が甲への入社を希望した場合、乙は甲に対し、採用決定者の氏名、職種、雇用形態、入社予定日、及び想定年収等を明示した申込書を発行し、甲はこれに記名捺印の上乙に返送する。別紙より申込書・返金請求書

第2条 (紹介手数料)

甲は、前条の規定に基づき乙から紹介された求職者が入社に至った場合はすべて(当該求職者が甲と直接交渉して入社に至った場合を含むがこれに限られない。)、乙に対し、下記の紹介手数料を支払う。紹介手数料は採用決定者毎これを決定し、申込書に明示する。

想定年収の 30 % (消費税別)

- 2 前項に定める入社とは、採用の職種、雇用・契約形態(委任契約、準委任契約及び請負契約等を含むがこれに限られない。)を問わず、求職者が初入社、初勤務を行うことをいう(研修目的の勤務等一切の事由に基づく入社又は勤務を含む。)
- 3 甲が本契約を介して取得した求職者情報に基づき、甲の親会社・子会社等の関連会社ないし甲の取引先等の第三者(資本関係や取引関係等の有無を問わない。以下、総称して「関連会社等」という。)が求職者を採用するに至った場合、甲が当該求職者を採用したものとみなし、紹介手数料の支払いを含む本契約上の一切の義務を負う。なお、本規定は、乙が甲に対し、求職者情報を関連会社等に提供することを承認することを意味しない。
- 4 常勤職員(期間を定めず甲に採用される職員及び、1か月を超える期間を定めて採用される職員のうち正規型の職員と同様の業務時間又はフルタイムで業務を行う者をいう。)の紹介手数料算定の基礎となる「想定年収」とは、基本給に通勤手当を除く一切の諸手当(所定外労働手当含む)を加算した月給相当額の12ヶ月分と、賞与算定基準額(前年度実績賞与支給月数を乗じた賞与想定額を加算した金額とする。但し、年俸制を採用する場合は年俸額とする)。
- 5 非常勤職員(甲に採用される職員のうち常勤職員を除くものをいう。)の紹介手数料算定の基礎となる「想定年収」とは、時間給相当額(週当たりの稼働時間を乗じた金額)の52週分とする。
- 6 雇用時の契約において非常勤として採用しても、あらかじめ常勤職員になる時期が確定している場合、常勤職員と同様の紹介手数料とする。
- 7 前項の場合を除き、採用決定者の入社後3ヶ月以内に採用決定者の就業形態に変更が生じた場合は、変更後の就業形態に応じて紹介手数料を算出し、甲及び乙は、あらかじめ定めた紹介手数料の差額を相手方に支払う。なお、その場合、甲は、採用決定者の就業形態変更後の条件にて申込書を再度発行し、あらかじめ乙に提出しなければならない。
- 8 甲は、本契約の有効期間中及び本契約の終了後1年間について、乙が紹介した求職者を採用しようとする場合は乙にその旨を通知するものとする。
- 9 甲は、乙が紹介した求職者を不採用とした場合であっても、当該求職者を乙が紹介した日より1年以内に採用したときは、かかる事実が判明した時点をもって、甲が当該の求職者を本サービスを通じて採用したものとみなし、紹介手数料が発生するものとする。
- 10 乙は、採用決定者の甲への入社日以降速やかに紹介手数料の請求書を甲に発行する。
- 11 甲は、入社日から30日以内に乙指定の金融機関口座に紹介手数料を振込む。なお振込手数料は、甲が負担する。
- 12 前各項の条件を適用しない場合は、甲乙間で別に申込書内にて交わす。

第3条 (採用決定者の退職等)

乙は、甲に対して紹介した採用決定者が、入社日から90日以内に自己都合により退職し、または懲戒解雇された場合、甲から受領した紹介手数料を雇用期間に応じて以下のとおり返還する。ただし、甲の責による解雇、甲に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他甲乙協議の上、乙の免責が合理的と判断される事由の場合は、返還の適用を除外する。本条によるほか、いかなる場合でも紹介手数料の返還または減額はされない。なお、当該退職等が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の支払債務は消滅しない。

30日以内の場合、紹介手数料の80%
60日以内の場合、紹介手数料の40%
90日以内の場合、紹介手数料の20%

- 2 採用決定者が入社日まで自己を辞退した場合、乙は、前条の紹介手数料の請求を行わない。
- 3 前各項の条件を適用しない場合は、甲乙間で別に申込書内にて交わす。

第4条 (採用決定者の再雇用)

退職後6ヶ月以内に甲が採用決定者を再雇用した場合は、雇用が継続してとみなし、甲は、前条の返還の適用を受けていた場合は返還額相当額を乙に対して直ちに支払わなければならない。

第5条 (採用決定後の損害賠償)

乙は、甲が乙から紹介を受けた求職者を採用するか否かの最終的な判断及び採用後の労使の状況、その他採用後に発生した損害に関しては、一切の責任を負わない。

- 2 乙は、紹介による雇用契約の成立を保証するものではなく、求職者が入社を辞退した場合でも乙は甲に対し一切の責任及び補償を負わない。

